

議事（１）いとちゃん mini バス停の新設・廃止基準（案）

1) これまでのバス停設置に対する考え方

（平成 27 年度実証実験開始時の考え方）

- 高齢者や交通弱者の移動利便性を向上させるため、**高齢化率が高く公共交通空白地域が広いエリア（主に三和・高嶺地区）をカバー**することを目的に、バス停位置を検討
- タクシー事業との競合を回避**する観点から、ドア to ドア方式（玄関前で乗降）ではなく、ミーティングポイント方式（バス停で乗降）とし、バス停は市内主要施設に設置（兼城地区以外）
- 市内主要施設**の市役所、学校、コミュニティセンター、既存路線バスと結節するバス停等に加え、道の駅いとまんや平和祈念公園等の観光資源に設定

⇒市内に 80 箇所設置

（西崎地区 7 箇所／糸満地区 4 箇所／高嶺地区 23 箇所／三和地区 46 箇所）

（平成 28 年度実証実験計画策定時のバス停見直しの考え方）

- 市内公共交通空白地域のさらなる解消等を目的に、平成 27 年度実証実験では運行していなかった兼城地区にもバス停を新設
- 既存バス路線のダイヤ変更や廃止に伴い、**公共交通サービスが不便になる地区**にバス停新設
- わかりやすさの向上と日中の観光や買い物利用に多く利用されている傾向があったため、集落外の商業エリアを均等にカバーすることを目的に、**市内の全コンビニエンスストア**にバス停を新設

⇒市内に 157 箇所設置

（兼城地区 36 箇所／西崎地区 20 箇所／糸満地区 21 箇所／高嶺地区 28 箇所／三和地区 52 箇所）

（平成 30 年度試験運行計画策定時のバス停見直しの考え方）

- コンビニエンスストアの新規店舗開業に伴い、バス停を新設
- 市民の設置要望を受け、**不特定多数の利用がある**と見込み、病院施設へバス停を新設
- バス対策会議及び**市民の要望**を受け、バス停の設置を若干変更

⇒市内に 164 箇所設置

（兼城地区 40 箇所／西崎地区 21 箇所／糸満地区 23 箇所／高嶺地区 28 箇所／三和地区 52 箇所）

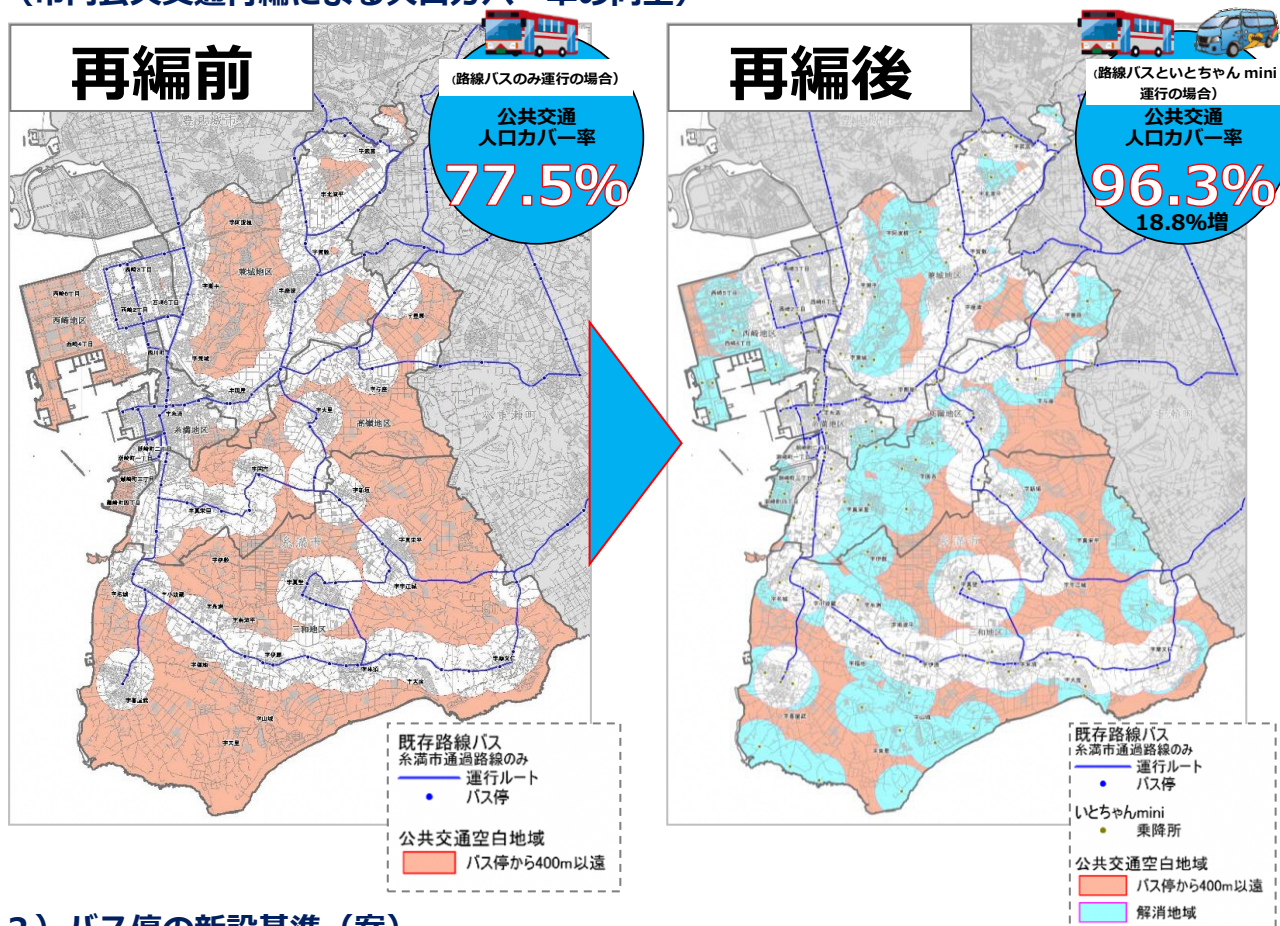
（平成 30 年度試験運行計画見直し時のバス停見直しの考え方）

- 平成 30 年 10 月に実施された路線バス再編に伴い、公共交通サービスが不便になる地区にバス停を新設または区内移動対応
- 上記の他にも市民の設置要望を受けていたが、不特定多数の利用が見込めない、又は最寄りバス停まで距離が近いことを理由に新設対応せず
- 上記追加に伴い、平成 28 年度以降利用者が少ないバス停を廃止

⇒市内に 165 箇所設置

（兼城地区 41 箇所／西崎地区 21 箇所／糸満地区 25 箇所／高嶺地区 28 箇所／三和地区 50 箇所）

(市内公共交通再編による人口カバー率の向上)



2) バス停の新設基準 (案)

高齢者や交通弱者の移動利便性を向上させることを目的としてバス停を新設する場合は、原則として下記基準をすべて満たしたうえで、糸満市で必要性を判断し、バス停新設承認案を作成後、交通会議で承認を受けること。

- ①新設しようとするバス停設置箇所の管理者（施設等管理者・道路管理者・交通管理者等）の同意が得られていること
- ②他の公共交通との結節点となる場所、もしくは市内主要施設であること（主要施設とは、公共施設、医療福祉施設、観光資源、コンビニエンスストア等の主な商業施設等）
- ③新設しようとするバス停の付近道程 200m 以内に既存いとちゃん mini バス停が無いこと、ただし、既存バス停が②である場合にはこの限りでない
- ④不特定多数の利用が見込まれること（自治会長からの要望書や公共交通サービスの低下により今後需要が見込まれると糸満市が判断したもの）

3) バス停の廃止基準 (案)

バス停を廃止する場合は、下記基準のいずれかに該当し、糸満市でバス停廃止承認案を作成後、交通会議で承認を受けること。

- ①バス停設置後ほとんど利用されておらず、今後も不特定多数の利用見込みが低い（月平均利用者数が乗車・降車の合計で2名を下回る場合を目安とする）
- ②環境変化（施設解体等）によりバス停機能の維持が困難となった